

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 4 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条」を「第52条」に改め、同条第7項第5号中「に関する事務、」を「、」に改め、「第454条の」の次に「令和元年度分までの」を加え、「に関する事務及び」を「又は」に改め、「第463条の23の」の次に「令和7年度以前の年度分の軽自動車税の」を加え、同条第17項各号中「第3条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。